



## 職員（船舶事故調査官等）の募集について

令和2年3月25日  
運輸安全委員会事務局

### 1. 職 種

- 船舶事故調査官又は地方事故調査官

[船舶事故の調査（証拠の収集等事実関係の調査、原因についての解析、報告書の作成）に従事します。]

### 2. 配 属 先

- 運輸安全委員会事務局（東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー15階）又は  
地方事務所（函館・仙台・横浜・神戸・広島・門司・長崎・那覇）

### 3. 待 遇

- 一般職の国家公務員〔専門行政職〕

### 4. 応募資格

以下（1）の勤務経験のある者で、（2）又は（3）に該当する者

- （1） 昭和40年4月2日以降に生まれた者で、高等専門学校卒業後13年以上又は大学卒業後11年以上船舶関連業務に常勤として勤務した経験のある者
- （2） 船舶事故調査官及び地方事故調査官の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - 一 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）の海技免許（船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和57年法律第39号）第2条の規定による改正前の船舶職員法（昭和26年法律第149号）第5条第1項に規定する甲種船長若しくは甲種機関長の免許又は船舶職員法の一部を改正する法律（平成14年法律第60号）による改正前の船舶職員法第5条第1項に規定する一級海技士（航海）若しくは一級海技士（機関）の免許を含む。以下同じ。）を受けた者
  - 二 二級海技士（航海）又は二級海技士（機関）の海技免許を受け、かつ、次に掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して6年以上である者
    - イ 海上保安官、船舶検査官その他の海事に関する事務を所掌する職
    - ロ 学校教育法第1条の高等学校若しくは中等教育学校又は次に掲げる教育機関の船舶の運航若しくは船舶用機関の運転に関する学科の教員
      - （1）独立行政法人海技教育機構
      - （2）海上保安学校
      - （3）独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第28号）第8条の規定による改正前の独立行政法人海員学校法（平成11年法律第214号）に規定する独立行政法人海員学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴

う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）第66条の規定による改正前の国土交通省組織令（平成12年政令第255号。以下「旧国土交通省組織令」という。）に規定する海員学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の運輸省組織令（昭和59年政令第175号。以下「旧運輸省組織令」という。）に規定する海員学校

ハ 次に掲げる船舶の船長、航海士、機関長又は機関士

- (1) 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶
- (2) 第三種の従業制限を有する漁船
- (3) 総トン数1000トン以上の船舶

三 三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免許を受け、かつ、前号イからハまでに掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して8年以上である者

四 3年以上職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第四の公安職俸給表(ニ)（次項において「公安職俸給表(ニ)」という。）の三級若しくはこれに相当すると認められる級以上の海上保安官、職務の級が同法別表第一の行政職俸給表(一)（次項において「行政職俸給表(一)」という。）の三級以上の海事に関する事務を所掌する職又は職務の級が同法別表第二の専門行政職俸給表（次項において「専門行政職俸給表」という。）の二級以上の船舶検査官若しくは海技試験官の経歴を有する者

五 前各号に掲げるもののほか、ヒューマンファクター、気象その他事故等調査の適確な遂行のため必要な知見を有すると委員長が認める者

(3)(2)の規定にかかわらず、専門行政職俸給表の四級以上の船舶事故調査官及び地方事故調査官の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）の海技免許を受け、当該海技免許を受けた後2年以上(2)第二号ハに規定する船舶の船長又は機関長の経歴を有する者

二 次に掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して5年以上である者

イ 職務の級が行政職俸給表(一)の四級以上の海事に関する事務を所掌する職

ロ 海事補佐人

ハ 職務の級が公安職俸給表(ニ)の四級若しくはこれに相当すると認められる級以上の海上保安官又は職務の級が専門行政職俸給表の三級以上の船舶検査官、海技試験官、船舶事故調査官若しくは地方事故調査官

ニ 学校教育法第1条の大学の船舶の運航若しくは船舶用機関の運転に関する学科の教授若しくは准教授又は次に掲げる教育機関のこれらの職に相当する職

(1) 独立行政法人海技教育機構

(2) 海上保安大学校

(3) 独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令第64条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）に規定する水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）に規定する水産大学校

(4) 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第12条の規定による廃止前の独立行政法人海技大学校法（平成11年法律第212号）に規定する独立行政法人海技大学校、旧国土交通省組織令に規定する海技大学校又は旧運輸省組

織令に規定する海技大学校

(5) 旧国土交通省組織令に規定する航海訓練所又は旧運輸省組織令に規定する航海訓練所  
三 次に掲げるいずれかに該当する者

イ 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）の海技免許を受け、かつ、2年以上前項第二号ハ(3)に規定する船舶の自衛艦の艦内の編制等に関する訓令（昭和47年海上自衛隊訓令第17号）第1条第1項に基づく艦長又は同訓令第4条第2項に基づく機関長の経歴を有する者

ロ 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）の海技免許を受け、かつ、職務の階級が防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第二の自衛官俸給表（以下「自衛官俸給表」という。）の1等海尉以上の海上自衛官の経歴を有し、その年数が6年以上である者

ハ 二級海技士（航海）又は二級海技士（機関）の海技免許を受け、かつ、職務の階級が自衛官俸給表の1等海尉以上の海上自衛官の経歴を有し、その年数が10年以上である者

ニ 三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免許を受け、かつ、職務の階級が自衛官俸給表の1等海尉以上の海上自衛官の経歴を有し、その年数が12年以上である者

5. 採用予定数

○ 若干名

6. 採用予定日

○ 令和2年7月1日以降（採用時期については相談に応じます）

7. 応募方法

○ 下記の書類等を郵送（直接持参も可）

(1) 履歴書（市販のもの可 【Word版】【PDF版】。写真貼付）

(2) 前記4の応募資格を証明するもの

（写し可。ただし、写しを提出【郵送】した場合、2次選考において原本の提示を要する）

(3) 「船舶事故調査官を志望するにあたって」と題する小論文（800文字以内）

提出先 運輸安全委員会事務局総務課人事係

（令和2年3月27日まで）〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話 03-5253-8486

（令和2年3月30日以降）〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号

四谷タワー15階

電話 03-5367-5025

**締切日 令和2年5月29日（金）必着**

※なお、事前の応募締切があり得ます。

8. 選考方法

(1) 一次選考：書類審査

(2) 二次選考：面接試験（人物等試験）

面接場所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー15階 運輸安全委員会事務局

面接日時 一次選考合格者に別途お知らせします。

(3) 合格通知：二次選考後、速やかに本人あて通知

## 9. 給 与

「一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という）」に基づき支給します。

基本給（※経歴、実務経験等に基づき採用時に決定します。）

前記4. 応募資格（2）に該当する場合 278,800円 ～ 387,400円

〃 （3）に該当する場合 319,500円 ～ 408,200円

地域手当 基本給と扶養手当の合計額に地域毎の支給割合を乗じた額を支給

東京20% 地方16%～0%

扶養手当 要件を満たす被扶養者について支給

通勤手当 実費（月額上限あり 原則6ヶ月毎に支給）

住居手当 賃貸の場合、家賃の一部（月額上限あり）

本府省業務調整手当 東京事務局勤務の場合に支給

超過勤務手当 実績分を翌月支給

期末手当・勤勉手当 6月・12月に支給

昇給 年1回（ただし、55歳以上の者は勤務成績等による）

※給与については、法律の改正等に伴い支給額や支給要件が変更される場合があります。

## 10. 勤務形態等

東京、仙台、横浜、広島の勤務時間

(1)08:30～17:15、(2)08:45～17:30、(3)09:00～17:45、(4)09:15～18:00、

(5)09:30～18:15 のいずれか

函館、神戸、門司、長崎、那覇の勤務時間 08:30～17:15

公 休 土日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

有給休暇 年20日（20日まで繰り越し可能 最大40日）

特別休暇 病気休暇、夏季休暇、忌引き、結婚、出産、育児、介護、看護休暇等

※事故等調査のため勤務時間外の業務（出張を含む）を行うことがあります。

転 勤 あり（前記「2. 配属先」の各官署間）

## 11. 福利厚生等

健康保険等 …国家公務員共済組合に加入

定 年 前記4. 応募資格（2）に該当 60歳（※採用後、一定の要件を満たす場合65歳）

〃 （3）に該当 65歳

退職金 あり（最低6ヶ月以上勤務した場合）

※勤務形態や福利厚生については、法律の改正等に伴い変更される場合があります。

## 12. そ の 他

○応募書類は、合否の結果によらずお返しできません。

○採用にあたっては、現在所属する会社等の同意書が必要となります。

○日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることが出来ない者は応募できません。

国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問い合わせ：運輸安全委員会事務局総務課人事係 松澤、渡辺  
（令和2年3月27日まで）電話 03-5253-8486  
（令和2年3月30日以降）電話 03-5367-5025